

## 第 3 回

# 札幌市における公立夜間中学の在り方検討会議

## 議 事 録

日 時：2020年7月10日（金）午前9時開会  
場 所：STV北2条ビル 4階 教育委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（佐々木教育推進課長） 本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、会場の皆様に何点か連絡事項をお伝えさせていただきたいと思っております。

本日の会議につきましても、公開での会議とさせていただきます。

なお、本日も、コロナウイルス対策のため、委員の皆様にも、傍聴の皆様におかれましても、距離を取った配席とさせていただきます。窓を開けたままでの会議とさせていただきます。傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用やアルコール消毒等にご協力いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、報道の方及び関係者の方へのお願いですが、撮影につきましては、議事に入って事務局の説明のところまでとさせていただきます。

次に、委員の皆様をお願いですが、前回と同様に、ご発言の際にはお手元のマイクの使用をお願いいたします。

次に、資料について確認させていただきます。

議事次第、前回の委員の意見の振り返りについて、A3判の資料2の札幌市における公立夜間中学の在り方についての3点、そして、ご参考として、前回の会議議事録についても配付させていただきます。加えて、メールでもお伝えしておりますが、会議の開催予定について、第4回目は会場が変わっておりますので、改めて、資料3と書いた紙をお配りさせていただきます。

それでは、第3回検討会議に移りたいと思います。

引地委員長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○引地委員長 皆様、おはようございます。

これより、第3回札幌市における公立夜間中学の在り方検討会議を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

前回は、事務局から、札幌市が行ったアンケートの結果についての説明と、それを踏まえた事務局の考えをお示しいただきました。そして、在り方検討委員会として、資料の3枚目の1の札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿と、2の上記目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点のうち、（1）学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方（案）の途中まで議論を行ったところでございます。

本日の会議はその続きになりますが、議事に入る前に、資料1として、前回の意見の振り返りについてというものが事務局から配付されておりますので、第2回目の会議の内容を確認して共有するという事で、事務局からご説明させていただきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局（末原学びのプロジェクト担当係長） それでは、資料1の前の意見の振り返りについてをご覧ください。

少しお時間をいただきまして、前回の内容を振り返らせていただきたいと思います。

まず、第2回会議でいただきましたご意見について、二つの検討内容ごとに整理させていただきます。

初めに、整理の方向としまして、複数の意見がありましたので、似ている内容についてはまとめて記載させていただきました。

また、在り方検討委員会で発言された内容についての理由や根拠については整理しておきたいと考えております。このことから、話し言葉として分かりやすくするためにご配慮して省略したと思われる根拠資料などは、可能な限り、意味が変わらない範囲で、こちらで付け加えさせていただきます。

なお、前回の2回目の意見の振り返りにつきましては、第1回目の会議のご発言内容は反映されておりません。

それでは、資料に移ります。

初めに、1、札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿です。

これは、学校の方向性、学びの方向性、外国籍生徒への対応、その他に大別して整理しました。

一つ目の学校の方向性です。項目が幾つかありますので、複数ずつ分けますと、最初は、開校後の柔軟な学校の体制づくりに関わる内容と思われれます。

「アンケートに答えられなかった人もいると考えられるので、開校後も個別のアンケートに対応していくことが大切なのではないか」「この学校は開校時の姿が最終完成形ではないので、開校後も実践しながら考えて、常に対応しながら体制をつくっていくこと大切ではないか」というご意見がございました。

次は、外部機関の活用のお話だと思われれますが、「学校だけでは対応が難しい部分もあると思われるので、外部機関も活用しながら市民総動員で取り組んでいく姿勢が必要ではないか」という意見がございました。

この後は、家庭など生活支援を含めた内容に関わっていきます。

「不登校生徒の中には、家庭に課題がある可能性もあるので『家族への支援』や『家族との関わり』という部分を意識することが必要。」「家庭環境等も含めて、様々な理由で不登校を経験している生徒がいるので、本人が大人になって学び直しを希望するときに受け止めてくれる学校になってほしい。」「夜間中学に通う生徒には、『支える』『励ます』という対応が非常に重要であり、また、場合によっては本人に同行する等、積極的に関わっていく必要がある。」「『はじかれている』『抑圧されている』と感じている人に学びの場を提供し、将来的に社会づくりに貢献してもらうようなことを目指すと良い。」という意見がありました。

最後の1点は、施設整備に関わる内容でございます。

「車椅子の方も通うことが想定されることから、整備の配慮が必要ではないか」。こちらは、本日の話題になる2の上記目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点の(2)安心して学べる学校体制づくりに関係するのではないかと思います。

二つ目の学びの方向性です。

ここでは、札幌市の施策として夜間中学校の実態を考慮したときに、このような学校が良いのではないかと多くのものが多く出されておりました。

「この学校は生徒に自立を促すことが重要であるとともに、設立される夜間中学は公立中学校でもあることから、札幌市教育振興基本計画に札幌市の教育が目指す人間像として示される『自立した札幌人』にあるように『自立』の要素は必要である」「様々な困難を抱えた方に、学ぶ楽しさや喜びを感じてもらう必要があることから、札幌市の基本施策に『自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進』とあるように、目指す姿には、『学ぶ喜び』『学ぶ楽しさ』といった考え方も入るとよい」「個々のニーズに対応することも重要であるが、夜間中学には様々な生徒がいることから、札幌市の基本的方向性にも『共に生きる力を培う』とあるように、『共に学ぶ』『協働性』『共生』いう考え方も入るとよい」「遠友塾においても様々な方が一緒に学んでおり、スタッフも含めた学び合いが実現され、共に学ぶことが良い方向に働いている」「学校は勉強だけをやるのではなく、仲間づくりや協働することについても学んでいくところ。この学校でも学校行事をうまく活用して、様々な生徒が共生できる学校になればよい」。

まとめますと、「共に学ぶ」「共生」「協働」といったキーワードが大変多く挙げられておりました。

3点目の外国籍生徒への対応でございます。

この内容は、夜間中学の役割の整理の必要性が多く挙げられておりました。

「無料で学べる日本語学校ではなく、中学校等の教科指導を行う学校であることを正しく知ってもらうことが必要」「日本に来てよかったのだろうか」と悩む外国籍の方もいるので、その方が日本に来てよかったと思えるようにするというのも公立夜間中学の役割である」「先日、国から『日本語教育の推進に関する基本方針』が示され、自治体で日本語教育を行うことが義務づけられたところ。日本語教育の全てを夜間中学で担うことにはならないので、札幌市の日本語教育において、どの部分を公立夜間中学が担うのか明確にすべき」、このような意見が出されました。

最後に、その他に1点入れさせていただいた意見として、「中学校でも様々な不登校への対応をしているが、それでもうまくいかない場合に、どのように夜間中学につなげるかということも考えなくてはならない」と、昼間の中学校と連携することについての課題が挙げられております。

次に、2の目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点でございます。

こちらは、(1)の学習者の多様な教育ニーズに対応するための五つの基本的な考え方の(案)に対して、学びの考え方、外国籍生徒への対応、その他ということで整理させて

いただきました。

まず一つ目は、学びの考え方でございますが、主に生徒に表現する力を育成することが大切ではないかという意見が挙げられておりました。

「言語や芸術活動など、表現することを大切にする学校であってほしい。自分を出しても大丈夫だという安心感が持てることと、自分を出すための技術が身につくと良い」「学び合って育つ、協力しながら学び合っていくことが重要であると考えられるので、学校行事をはじめ、学校をよりよくしていこうという生徒会活動、話し合いで合意形成を学ぶ学級活動、外部講師を活用したキャリア教育などの特別活動や総合的な学習は、夜間中学においても重要な教育活動と考える」「『基礎・基本の定着』だけではなく、札幌市が掲げている学ぶ力（『基礎的・基本的な知識・技能の習得』『思考力・判断力・表現』『自ら学ぼうとする意欲』）の考え方を入れた方がよい」。

二つ目は、外国籍生徒への対応でございます。

こちらは、日本語の初期段階の方についてどのように対応するのかということが話題になっておりました。

「全く日本語ができない場合に、東京や大阪では3か月、集中的に日本語を教える機関がある。その後、さらに学ぶため、公立夜間中学に入学することがあるので、そうした外部機関と連絡を取れるとよい」「大通高校にも全く日本語ができない生徒が入学してくるが、日本語をおよそ1、2年程度重点的に学ぶことで、学習についていけるようになる。大通高校ではその後、2～4年程度で高校を卒業している」、このような意見をいただきました。

3点目は、その他に分類させていただきましたが、初めの2点は、始業前の時間の活用についてでございます。

「仕事で在住している外国籍の方によっては、配偶者や家族の方に学びのニーズがあるが、夜に通えないことも想定されることから、可能であれば、昼間の授業もできるとよい」、また、反対の意見になりますけれども、「夜間の定時制高校においては、放課後の時間が活用できないため、授業の前の昼の時間を使って生徒への個別対応を行っていた。夜間中学においても始業前の昼の時間を有効に使うことができるのではないか」、このような意見が出されました。

その他の部分として、安心して学べる体制についてと思われるものが2点挙げられておりました。

「他都市の夜間中学では、給食や捕食を行っている学校もあることから、可能であれば家庭的な潤いとしてあってもよい」「今回の学校設置に当たって、以下のところに特に期待している。少人数教育を実施できる複数教員の配置、相談支援体制の充実、希望する方の入りやすいルールづくり、費用負担を軽減する就学援助の実現」、こちらの意見は、本日も議論いただく（2）安心して学べる体制づくりの基本的な考え方（案）に関する内容だと思いますので、後ほど、再度話題にさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○引地委員長 ありがとうございます。

ただいま、前回の意見の振り返りということで、公立夜間中学の目指す姿とその実現に向けた学校づくりの視点という大きな二つの項目ごとに、学校の方向性、学びの方向性、学びの考え方、それから、外国籍の生徒への対応、その他ということで、丁寧にご説明をいただきました。

議事に入る前に、前回の資料について改めて確認したいことや、ご自分の発言の趣旨とずれがあるとか、この部分を追加したいということがあれば、この場でお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

○網谷委員 1点訂正をお願いいたします。

最後のページの外国籍生徒への対応のところの大通高校に入学してくる日本語のできない生徒のことについてですが、最後のところで「その後、2～4年」となっておりますが、「その後、3～4年」という訂正をお願いしたいと思います。

○引地委員長 資料の3枚目の上から二つ目の丸です。「2～4程度高校を卒業している」というところを「3～4年程度」に訂正するということですね。

そのほかにありますか。

○工藤委員 議事録について補足させていただきたいことがあります。

議事録の2ページにある国勢調査における未就学者の説明についてですが、未就学者というのは、義務教育を終えていない人ではなく、15歳以上の小学校課程を未修了の人であるという定義です。その方が札幌市に2,001名いるということです。

ただ、今年の10月に行われる2020年度の国勢調査は大規模調査になっており、教育の項目が出てきますが、今回初めて小学校と中学校を分けて調査することになります。ここで初めて中学校を卒業していない義務教育未修了者の数が明らかになります。この分離は、10年来の様々な交渉の結果このようになりましたが、ここに出てくる数字は大きくなる可能性があります。そのことをご理解いただきたいと思います。

次に、4ページの上のほうですが、アンケートの結果について、中学校で十分に学べなかった方の数が出ています。

今、札幌市には、自主夜間中学がありますし、これから公立夜間中学もできますが、通うことを断念する方が非常に多いのです。それはなぜかという、まず、家族から、高齢なのだから夜に出歩くなと言われてます。あるいは、体調を心配して、行くなと言われてます。それから、恥ずかしいから行くなと言う家族までいるわけですから、どうしても学びたいという思いがあって、すごくうれしそうに顔をしていた人がそれを断念するというケースが今まで何度も何度もありました。

特にひどかったのは、読み書きができないので、夜間中学に入れてうれしいと言っていた方が、ここに来ると家族に反対されると言っていて、最終的に来ることを断念しました。そのような現実があるので、十分に学べなかった人が夜間中学に来て学ぶには、世の中の理

解がまだまだ進まなければいけないということです。

それから、三つ目は、7ページの上に出てくる「理解できる学習内容」について補足させていただきたいと思います。

遠友塾の場合は小学校課程から中学校課程まで扱いますが、小学校と中学校の教科書を十分検討した上で、クラスの実情、個人の実情に合った個人プリントを作成します。これは非常に大切なことで、私たちの労力の7割方をこれに集中させ、反省する機会を積み重ねています。また、授業が終わった後に、全スタッフとミーティングを15分ほど行い、いろいろな相談をするのですが、そこでは、小学校の教材、あるいは、小学校の元教職員の方が力を発揮することが多いです。

もう一つは、戦後70年以上経ちますが、夜間中学ができてからも同じくらいの年数が経ちます。ですから、非常にたくさんの教材が開発されていますが、世の中の人には知らないことが結構あります。例えば、困難なこともたくさんあるのですが、漢字の習得などは特に外国人の方が大変です。

漢字の習得に関しては、東京の公立夜間中学の先生たちが開発した「生活基本漢字」という漢字の勉強帳がありますが、これで回覧板を読めるようになったとか、いろいろなことが出来るようになったということから、夜間中学関係者の中で「生活基本漢字」を共有していきまして、遠友塾でも漢字の授業のときにはそれを参考に授業を展開しています。

この漢字は、教育漢字などにかかわらず、住んでいる人にとって必要な漢字ですね。例えば、地名の中には難しい漢字がありますが、そういう生活に必要な漢字を網羅しています。ですから、語数は少ないけれども、生活していく上での7割ほどの言葉が理解できます。

近年、ヨーロッパから日本に来る方でこれを教材にしている方が増えてきたという話を聞いておりますので、今後、新たにできる公立夜間中学の先生たちと、こういう教材研究なども含めて研修できる機会があれば良いと思います。

遠友塾スタッフとして、がんでお亡くなりになった現職の小学校教員の方は、「大人の世界で得られたことを子どもに返し、子どもの世界で得られたことを大人に返す」と言っていました。今後の課題として、私たちはそういうことにも全札幌という形で協力していいのではないかと考えております。

○引地委員長 議事録等に関連して、2ページ目の未就学者登録ということについて、今後、国から出される数値について、我々もその動向をしっかりと把握していくことが大事ではないかというお話がありました。

それから、4ページの十分学べなかつた方々の背景、理由も、その方に応じて丁寧にみて、理解していくことも我々には必要だということです。

あとは、7ページ目ですが、学習内容に関わって、個に応じた指導も出てくるわけですが、小学校の先生や遠友塾の方々との共同による教材の開発、時には研修や交流することも視野に入れてというお話だったと思います。

まさに今日の議題の安心して学べる体制づくりの基本的な考え方のところに関連する内容だと思いますので、後ほど、皆さん方からお話しいただければと思います。

それでは、振り返りについて、そのほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○引地委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、前回使用した資料2、札幌市における公立夜間中学の在り方についてですが、今回、再度配付されております。

前回、委員から、データについての質問が2点ほどありましたので、まず、資料の2枚目のデータについて、事務局に確認をお願いしたことがありますので、ご説明をお願いいたします。

○事務局（柴垣学びのプロジェクト担当係長） それでは、前回いただいたご質問についてご回答をさせていただきます。

まず、工藤委員からのご質問です。

資料の2枚目の左上のアンケートの設問dのグラフの数字と下の表の数字が違うのではないかというご指摘がありました。これは、グラフの数値が異なっておりまして、表の数値が正しいという確認ができましたので、下の表の数字をグラフの数値に修正しております。大変失礼いたしました。

続きまして、2点目は篠原委員からですが、同じく資料の2枚目のアンケートBの右上の設問bです。外国籍の方に対して夜間中学に通いたいと思いますかという設問に対して、③の入学しないを選んだ方が15名いらっしゃいます。この15名の方が、設問aの中学校に行っていましたかという問いにどのように答えていたのかを知りたいというご質問がありました。

こちらについては、資料の右上のアンケートの横の吹き出しに追記させていただいております。入学を希望しない15人の設問aでの回答の内訳につきましては、「あまり通うことができなかった」が5名、「途中で行くことをやめた」が3名、「行っていない」が7名となっております。

ちなみに、記載はしていないのですが、逆に①の「入学をしたい」と回答した4名と②の「入学を検討したい」と回答した7名を合わせた11名で同様の集計をしてみると、「あまり通うことができなかった」が7名、「途中で行くことをやめた」が3名、「行っていない」が1名ということで、入学を希望しない15人の中で最多の回答は「行っていない」となっています。入学を前向きに考えたい方の最多の回答は「あまり通うことができなかった」という違いがあることが分かりました。

サンプル数が少ないので、明確な答えにはなりません。夜間中学に入学しないという選択をした人の中に、学校に行っていないという人が多くいらっしゃるからすると、学校というものを知らないの、入学に希望を持ってない可能性があるかと分析できるのではないかと考えております。

○引地委員長 今、資料の訂正とアンケートBの設問bの③の内訳について詳しい説明をいただきましたが、工藤委員と篠原委員はよろしいでしょうか。

○篠原副委員長 篠原です。

ご説明をありがとうございました。

今の後半の回答について、入学しないと答えた方のうち、中学校に行っていないという方が7名ということでした。先ほど、工藤委員から議事録の説明があったとおり、夜間中学という学校があるということや、それはどういう学校なのだという社会的な理解と申しますか、社会が支援することと本人が理解することの大切さを、もっと広く伝えていく必要があると今の回答を受けて感じました。公立夜間中学の条件整備も解決しなければいけない問題ですけれども、もう一つはまず知ってもらわなければならないということが大切です。

それから、様々な偏見などがまだ残っている可能性があるもので、そういうものを払拭していくために、行政や私たち社会の総力で取り組む努力が必要であるという意見を改めて申し上げます。

○引地委員長 前回も出されておりましたが、ご家族も含めた社会の理解、そして、その理解をいかに得ていくかという方法、あるいは、周知の仕方も含めて、これから進めていく上で非常に大事なことだと思います。

1の札幌市の状況について、ほかの委員からも何かありましたらお伺いしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○引地委員長 それでは、特にないようですので、この後の議事を進めていきたいと思えます。

それでは、前回の続きということで、資料の3枚目の左側の2、上記目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点の(1)学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方(案)に関しまして、前回、たくさんのご意見をいただきましたが、今日もさらに、出された意見への付け加えや新たな観点からの提案など、ご意見があればいただきたいと考えております。

それでは、(1)学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方(案)につきまして、ご意見のある委員はよろしくお願いたします。

○篠原副委員長 自信を持って意見としてはっきり申し上げられる話ではないのですが、イの基礎・基本の定着のところに書かれているICT機器の活用について、夜間中学の中でどのように活用して基礎・基本の定着を可能にするのかということは、もう少し具体的な議論をしておく必要があると感じています。

子どもたちの学習の中で、様々なニーズや学習進度への対応などということで個別に活用されることが増えてきていますが、一方で、学ぶ意欲や土台が個人にしっかり備わっていないければ、ICT機器を利用した教材での自学、自習は簡単にできないと思います。

それは同じように成人に達している方々に対しても同様の可能性があると思います。しかし、様々な教材が開発されているので、今後も活用の余地は増えてくる可能性もあると思います。

私自身にも答えはないのですが、この可能性をどのような追求し得るのかということ、一つの論点といいますか、議題としてあり得ると思っています。

それから、学び方とか学ぶ内容だけではなくて、情報リテラシーというか、情報機器やインターネットを活用する際の危険性などについても、今、学校で様々な学んでいることが多いと思いますが、パソコン、インターネットが普及し始めた1990年代の半ばから後半より前に学校を修了して成人に達している人は、仮に仕事を通じてパソコン等に触れる経験があったとしても、社会で情報リテラシー等を学ぶ経験は少ない可能性があります。

これから先の現代社会でICT機器の活用が不可欠になってくる中で、どこかで情報リテラシー等を学べる機会が夜間中学の中にあるとよいと感じています。

○引地委員長 篠原委員から、基礎・基本の定着のところですが、ICT機器の活用の観点も大事ではないかというお話をいただきました。

今、ICT機器は、札幌市内の小・中学校ではかなり整備されつつあるのですが、基礎・基本の定着に関してはどうですか。ICTがどのように活用されているのか、事例をご紹介いただけるとありがたいと思います。

橋本先生、いかがですか。

○橋本委員 東白石小学校の橋本でございます。

小学校の事例ですから、直接当てはまるかどうかは分かりませんが、子どもがパソコンを利用する場合は、まず一つに、総合的な学習の時間などで調べる活動に利用することがあります。ただ、それをもって公立夜間中学の学習内容に当てはめられるかというと、あまりできないのではないかと私は考えています。適切ではないというか、それをやったからといって学習内容が深まるわけではないという気がします。

子どもが調べたことを発表する過程の中でICT機器を使うことは現状としてありますが、むしろ、基礎・基本の定着ということでは、この間、低学年で漢字の書き順が順番に出てくるソフトをみました。教師が指示して、机間指導をしている最中に、モニターに同じ漢字の書き順が何回も繰り返し出ているので、子どもが画面を見ている間に先生が回りながら指導しています。ですから、教師の教材提示として使っている側面が多いと思っています。

また、パソコンというよりも、実物投影機という実際のものをカメラから直接モニターに映すものがありまして、そちらの利用のほうが進んでいる気がします。それは、子どものノートを直接モニターに映して子どもが説明する、あるいは、一番簡単な例で言えば、教科書に載っている写真を大きく映して、それをみんなで見て問題を考えさせるということをしています。ですから、小学校の段階のICTについては、このような利用方法のほうが有効で、かなり使われているのが実態です。

○須藤委員 中学校においては、まず、技術や総合的な学習の時間に使うことがあるのですが、キーボードの扱いなどについて学んでいます。

昨日、授業をのぞいてみると、エクセル、ワード、パワーポイントを使いながら、自分たちで追究したもの、例えば、修学旅行で学んだことや学校祭で発表することを発信する場面でパソコンを使うことがよくあります。

それから、先ほどありました漢字の書き順ですが、ソフトは豊富にあるようですが、実際に授業で使えるソフトとなると、それほど多くないという意見が中学校の中では聞こえてきます。そういった教材開発が進めば、個別学習において有効活用ができると思っています。

それから、小学校では「キーボー島アドベンチャー」と言いまして、自分でキーボード入力が学べるソフトがあります。それをどこかの教室に置いておいて、休み時間や放課後などに活用しています。

あとは、SNSによるトラブルが多いので、情報モラル教育が必要ということで、特別活動や総合的な学習の時間を使いながら、犯罪に巻き込まれない、犯罪にならないような指導をしているところです。

最後に、デジタル教科書は今後どうなるのかということがあります。教師用は視覚で見えるので、とても使いやすく、分かりやすいので、授業の効率もよいです。ただ、実際の紙物の教科書も必要です。生徒用のデジタル教科書はまだ価格が高いといった課題があると思います。

○引地委員長 いろいろなICT機器が出てきて、各学校で工夫して活用されているようですけれども、学習効果を上げるためのICTの活用と、ICT機器の実際の使い方、スキルを身につけたり、情報モラルを身につけたりすることも考えていく必要があると思います。

いずれにしても、機器の整備も課題になってくると思いますが、できるだけニーズに応じて効果的に活用していくことが大事ではないかというのが皆様方のご意見だったと思います。さらに、使い方については、これからいろいろな部分で研究や交流を通して考えていく必要があると思います。

ICT機器に関連して、何かございますか。

○工藤委員 先ほどのデジタル教科書は、たしか昨年から教科書として使えるようになったと思います。しかし、無償給付の対象ではなくかつ高価なものです。夜間中学はこれに非常に注目しているのです。何に一番注目しているかというと、多くのプリントに漢字の平仮名を振るのですが、この平仮名振りがとても大変な作業なのです。これを何とかできないかと考えていたときに、デジタル教科書が出ました。外国出身の方や障がいのある方などは、紙の教科書の代わりにデジタル教科書の使用が可能になっています。しかし、買うとすれば非常に高価です。たしか、大阪のある支援員の方が教科書会社とも話をして、全教科ルビを振って頑張って揃えたのですが、改定のたびに更新するという膨大な作業が

できないという問題と教科書会社との約束で外に出せないと聞いています。このため文科省で出してほしいこと更に無償化のお願いをしています。私たちは、平仮名振りをせざるを得ないので、自分たちで行っていますが、デジタル教科書の場合はこれができます。

それから、一番困難な授業は社会科の地図帳です。漢字が羅列していて、読み方が載っておらず、文字が小さいのです。ですから、夜間中学の地図帳を用いる授業は本当に大変で困っているのですが、今、の開発もお願いしているところです。

今、高齢者難聴の問題がありますが、遠友塾では、話すときに無線機を使って、難聴の方が受信しています。各クラスに2人ずつくらいいるのですが、これはできました。

もう一つは、聴覚障がいの方の場合に、音声文字変換アプリというソフトがようやく見つかかりまして、これが使えそうだといいところです。各種の授業や講演会等での使用も可能というところまで来ているのですが、こうしたことについては情報を積極的に得たいと思っています。

網谷委員のところは、ICTについていかがですか。

○網谷委員 高校の場合については、情報の授業がありますので、そこでパソコンを利用して学んでいます。それ以外は、パワーポイントを使った発表や、先生方の教材の提示として使われているのが高校の一般的なところだと思います。

あとは、大学でeラーニングをやっているところがあって、そこにそれぞれの生徒がアクセスして、自分に適した課題を行っていくという個別学習にも利用している学校もあります。

○引地委員長 生徒のそれぞれのニーズに応えられるよう、さらに学習効果が上がるようなICT機器の活用の在り方についても、今後、設置に向けてさらに進めていくことになると思います。

また、これは学校が開設されてからもそうだと思うのですが、指導方法の交流について工藤委員からお話がありましたが、関係団体、関係機関の皆さんと連携して、一緒に進めていくことも大切ではないかということだと思います。

それでは、(1)学習者の多様な教育ニーズに対応するための基本的な考え方について、そのほかに何かありますかでしょうか。

○長谷川委員 ちょっと書き方に工夫があっても良いと思ったところが2点あります。

例えば、高齢者層の②に社会常識を身につけたいとありますが、これはアンケートの項目だと思うのですが、こういう言い方をすると回答者にあまり常識がないと思われるのではないかと思います。

先ほど、工藤委員から、ご家族が夜間中学に通うことを反対されるとか、何か恥ずかしいことだと捉えられてしまうというお話がありましたが、そういう実態がまだあるとすれば、それを防ぐために、社会常識を身につけたいという言い方ではなく、社会的な基礎知識を身につけたいなどの表現の工夫が何かあっても良いと思いました。

2点目は、外国籍層の⑦の日本語が話せるようになりたいというところです。

これもアンケートの希望だと思いますが、このまま書いてしまうと、前回から何度もお話ししているように、単に日本語をマスターしたいという日本語学校との区別がつかなくなってしまう可能性があると思います。例えば、右側の日本語指導の導入にある「日本語での学習に適用できるよう」とか、公立夜間中学が果たす一定の役割ということを踏まえた表現が必要ではないかと思いました。

○引地委員長 今、いただいたご意見は、資料の1枚目のデータ部分ですか。何ページになりますか。

○長谷川委員 失礼しました。

3枚目の2の上記目指す姿の実現に向けた学校づくりの視点のところの基本的な考え方(案)の②と⑦についてお話ししました。

○引地委員長 「社会常識を身につけたい」「日本語の読み書きをできるようになりたい」という言葉の使い方についてです。これは、1枚目のアンケートの言葉をそのまま持ってきていると思いますが、このアンケートはもう取ってしまったので、言葉は変えられないと思いますから、今後ということですね。

この部分について、事務局はいかがですか。

○事務局(柴垣学びのプロジェクト担当係長) よろしいです。

○引地委員長 それでは、今後は書き方を工夫していくことをお願いします。

そのほかにいかがでしょうか。

○工藤委員 人間が持っている人格や倫理観について、私たちは、学校に来られる受講生から逆に学ぶケースが多いです。むしろ、来られる受講生から社会常識を教えてもらう側面がスタッフには多くあります。

こちらが間違っただけを言うと、訂正されることもあります。ご年配の方が多いと、そういうことも出てきます。その意味では、どちらが先生で生徒なのかという区別をつけることができません。私たちは、それを共に学び共に生きると表現しています。ですから、教える、教えられるというよりも、共に学び共に生きるという感覚でやっていくということです。

今の長谷川委員のご指摘で、逆に気がつきました。ありがとうございました。

○引地委員長 公立夜間中学を構成していく者として、共に学び共に生きるという部分を心構えとして大事に持つこと、また、その姿勢を持つことの大切さについてお話しいただいたと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

○橋本委員 学び直しの保障や基礎・基本の定着などに関わることだと思うのですが、授業に小学校の教育内容を多く取り入れていただきたいです。

夜間中学で3時間とか4時間の授業を行うときに、1時間目は、例えば、小学校の学習を行う時間、日本語指導の時間、さらに、前の時間に学習したことを少人数でそれぞれ勉強を行う時間を授業として設けていただきたいと思います。どこに行こうが自由というか、

好きな場所で1時間目を受けて、その後に中学校の授業を行うことで、常に基礎・基本に戻ったり、前回の学びができるとか、日本語が分かるようになることを基本に置きながら進めてほしいと思います。

特に、小学校の学習においては算数や国語が中心になると思うのですが、算数であれば、5・6年生の単元の学習は中学校とのつながりの部分が非常に多く出てきますので、これを学んでおかなければ、中学校の学習内容が理解しづらいところがあると思います。

例えば、この間、小学校の面積について授業をしていましたけれども、面積の単元であれば、10時間ぐらいを1セットで学習しますので、そういうことを常に繰り返し何回も行なって、参加した生徒が何回でも聞けるようにしてもらえれば良いと思います。国語においても同じようにしていただければと思います。そういった単元の開発においては、小学校の経験のある先生に授業をしていただくと良いと思います。

小学校の教員は、一時間一時間の構成をととても良く考えて学習を進めます。子ども一人一人がどこまで理解しているかということを考えるのはもちろんですが、黒板を見れば、その日の授業の流れが全て分かるような黒板の書き方も考えて授業づくりを進めています。その黒板を見れば、その日に学んだ知識がどのような構造で組み立てられているのかも分かるまで全て考えているのが小学校の教員です。それは算数においても国語においても同じですので、そういった学習ができるようにしていくのが基礎・基本の保障として非常に良いのではないかと思います。

また、国語の学習でも平仮名や漢字の書き取りの学習もしますので、日本語の指導と併せて、そちらも学習できるようにしていくなど、ぜひ小学校の教育課程を多く取り入れてほしいと思います。

先ほど、ICTの話で地図の読み方が分からないというお話がありましたけれども、小学校では、例えば、県名を覚えるときに、パソコンに県の形を表示して、その後に県の名前と読み仮名が振られたものを出して、それを交互に見せて理解させるフラッシュカードというものを教員が独自に作成しています。

そういうことにも配慮しながらできるのが小学校の教員ですので、ぜひ小学校の教員を活用しながら小学校の教育課程を取り入れていただきたいと思います。

○引地委員長 設立に向けてカリキュラムを編成していく中で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の指導技術を、学校に通う方のニーズや状況に応じてどのように組み入れていくかという検討もお願いしたいというご意見だったと思います。

そのほかの部分でいかがでしょうか。

○網谷委員 入学の動機のところですが、人数は多くありませんが、アンケートでは高校等への進学や就職を希望する方がいます。しかし、ア、イ、ウ、エ、オの項目が書かれている中に具体的に表現されていないように感じます。

④に該当する部分がエの「自己肯定感を高め、自信に結びつく支援」で、これによって進学や就職に向かおうという意図があると思いますが、ここをもう少し具体的に、例えば、

卒業後の進路支援などとすれば、ニーズに応じていることが分かる表現になるのではないかと感じているところです。

○引地委員長 その他世代層の④ですね。高校等への進学や就職をしたいという部分が右側で言うとエの自己肯定感を高め、自信に結びつく支援のところに該当するけれども、この記述だけでは足りないのではないかとということです。これは、(2)の安心して学べる体制づくりの進路指導のところにも関連していくかもしれません。そのような観点も持っていたらというお話だったと思います。

そのほかの部分はいかがでしょう。

○須藤委員 今の新学習指導要領では、あるキャリア教育が、とても重視されています。中学校3年生は、15の春ということで進学に当たって大切な時期ですけれども、単に高校進学だけではなく、義務教育の最後ですので、生き方指導もします。これは、中学1年生の頃から自己理解というか、自分とはどのような人で、どのようなよさを持っているのか、他者との関わりの中から自分を鍛えていって自分はどのように変わっていったのかということを学びます。いろいろな活動を通して、自分のこういうところが成長したということ積み重ねながら、自分の将来はこのように生きていきたいとか、こういうことを行っていきたいということを考えていく時間がとても大切だと思うのです。そういうものは何歳になっても大切なので、それもここの中に入ると思いました。

それから、基礎・基本、学び直しという部分で言うと、中学校では、特に数学や中2から中3にかけての英語ですが、これらの教科は習得の状況の差が開いていきます。

(2)でも触れているのですが、少人数学級ということで1クラスを二つに分けます。数学の時間は、子どもたちの考えで習熟度的に二つに分ける場合があります。早めのスピードを進めるとか、ゆっくり進めるという形で分かれるのですが、そうすると、15人とか20人くらいの少人数になるので、先生が一人一人を見られる状況が増えますし、子どもたちは間違えても恥ずかしくないと思うので、発言しやすくなるという効果もあるわけです。

中学校には中学校の教育課程がありますが、例えば、小学校の小数や分数が苦手な子どもでも、正の数、負の数の加減乗除ができるようになるとか、関数的なものについて小学校の基礎・基本が定着してない子どもでも、図形などの内容についてはやっているといます。

1回目の会議の資料に、ほかの31の夜間中学校の教員数の平均は7.13人と書いてありましたが、公立夜間中学校にあれもこれもと、いろいろなこと入れたいと考えたときに、最後にどのくらいのスタッフが要るのかという壁が出てくると思います。そして、全国では公立夜間学級という「学級」と名づけているところも多くあります。その教育課程はどうなっているのかというと、私は全部は知りませんが、国語と数学の授業時数に厚みをつけて、毎日4時間を5日間ですから週20時間、9教科の全てと学活、道徳科、総合的な学習の時間を1時間ずつ行っているのです。公立として行わない教科はないのかなと思いつつ、どのような制度になっているのか、国の学習指導要領にどこまで準拠しな

ければいけないのか、準拠しなくても良い部分はあるのかということを知りたいです。

それから、1年生から3年生まで1学級ずつ取って3学級とすると、国の標準法でいうと札幌市の教員数は、たしか20人などの大人数ではなく、教頭を含めて9人です。それに加配がつくかどうかは分かりませんが、そういう現実があるので、具体的にどのくらいのスタッフがそろえられるのかという問題があります。

今、札幌市内の中学校も生徒数が少ないので、各学年で1学級、あるいは2・2・2とか2・1・1という学校が増えてきています。そうすると、中学で指導する9教科の中には、免許をもった先生を確保することが難しいという問題もあるわけです。そのため、複数免許で何とか指導したり、再任用の方をハーフの短時間の教諭にして、1人工のところを2人にするという工夫をしている学校もあります。

さらに、外部指導者や学びのサポーターなど、いろいろな制度を取り入れるとなると、それを管理監督しなければいけないのですが、その文書等を管理するというのは教頭や教務主任の業務なのです。ですから、人数が少ないと、学校のいろいろな校務分掌の中で、二つも三つも重ねて受け持たなければなりません。

そのようなことがあるものですから、今後、そのようなことも視野に入れながら、札幌市でできることを積極的に実施していただきたいと思います。

○引地委員長 今、須藤委員から大きく二つのことが出されたと思います。

一つはキャリア教育ということで、生徒さんの生き方についてです。先ほど、工藤委員も言われていましたが、共に生きる、共に学ぶことを含めた、キャリア教育、キャリア形成を学ぶということです。これは資料のエの自己肯定感を高め自信に結びつく支援のあたりにキャリア教育の言葉が入ると、より厚みが出るというお話でしたが、私もそのような感じを受けました。

それから、2点目は、教職員の定数配置やその他の学校のスクールスタッフといわれている支える方々についてです。札幌市独自で措置していることもありますが、そのような支援も必要になるのではないかということです。

これは、(2)になるので、次の議題の話に入ってきていると思います。もしこのほかに(1)の部分についてご意見がなければ、(2)に進みたいと思うのですが、関連することはありますか。

○工藤委員 趣旨はよく分かるのですが、一つは、学び直しの保障の一番最後に、「在籍可能な年限を3年以上に設定する」と書いてありますが、これは非常に大切だと思っています。

遠友塾は週1回で、3年で卒業する人もいますが、再履修を繰り返す人が結構います。特に、遠友塾で平仮名を覚えた方にとっては、経験上で卒業まで10年かかると踏まえています。例えば、生徒の数を15名、20名で授業したとしても、個別の支援を考えると、恐らく生徒と同数くらいのスタッフがいないと、実際にはスタッフが足りないという感覚になるわけです。そこをどのようにして実施していけるのかというのは非常に難しいと思

いますが、これはお願いしたいと思います。

特に、在籍可能年限を決して3年で切らないでほしいのです。地域によっては6年、9年、12年とありますけれども、これも実情を踏まえて柔軟に考えていただきたいと思っています。

それから、今、須藤委員がおっしゃったことですが、学習指導要領との関係については、2021年4月1日より実施の新中学校学習指導要領の中で非常に微妙な表現になっています。

「特別の教育課程を編成する場合には」と書いてあるとおり、編成できるのです。しかし、学習指導要領との関係が非常に曖昧な形で書かれていて、詳しくは分かりませんが、最終的には校長判断になるのかなと思います。

ですから、私たちが協議の場を通じて、可能な範囲で札幌市としてこのように実施すると決めていく以外にはないのではないかという気がしています。

○引地委員長 事務局案では在籍可能な年限を3年以上に設定するとなっていますので、そのところをぜひお願いしたいということです。

それから、カリキュラムについては、国が示している部分を踏襲しなければなりませんけれども、そこを地域の実情、あるいはスタッフや生徒の状況によって、工夫しながら編成していく必要はあると思います。

今後は、そういうところもさらに詰めていくことになるだろうというご意見だったと思います。

(1)に関わることで、そのほかに何かありますか。

○松田委員 (1)に特化して、私が若者支援や若者のキャリアコンサルタントの仕事をしている関係で申し上げます。

先ほど網谷委員がおっしゃったことにもかなり近いのですけれども、夜間中学についてアンケートを取った際に若者と話していると、そこに行くメリットとありますか、平たく言うと、若い人は、行って何の意味があるのかを考えます。10代後半の貴重な時間を、一旦学校に回り道することの意味、そこに行くことのメリットみたいなものを、それ自体が良いかどうかは置いて、そういうことを考えるということが現実問題としてあります。

今、網谷委員もおっしゃっていたと思うのですが、ここに行くことで、過去の空白が埋め合わせできるだけではなく、むしろ自分の未来がきちんと拓かれている手がかかる、行くことの意味があるということがわかる必要があると思っています。

そういう意味では、(1)のウの実社会と結びつくとか、卒業後すぐに社会参加するということが当てはまると思うのですが、社会性を育むというよりは、社会の中で自己実現できる力を身につけるというほうが、もし若者に向けた言葉であるならば、非常に近いと思っています。

ウの部分には、社会性を育むという意味が本当は含まれているのですけれども、そこでは社会に折り合っていく力のみが強調されて受け取られる可能性もありますので、社会の

中で自己実現する力、機会を拓いていくという意味がもう少し出てくると、キャリア形成の上で非常に役に立つステップだということが伝わっていくと思いました。

○引地委員長 ウ、もしくはエに関わるかもしれませんが、社会の中での自己実現という言葉は、内容も含めて大事ではないかということで、この中に盛り込めるのであれば検討をいただくということだと思います。

そのほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○引地委員長 それでは、また何かございましたら、機会を設けますので、お出しただければと思います。

それでは、資料の4枚目ですが、安心して学べる体制づくりの基本的な考え方です。

先ほど以来、何名かの委員の方からもご発言がありましたが、ア、イ、ウ、エ、オ、カに関わってご意見をいただければと思います。

先ほど、須藤委員から少人数指導体制に関わってアのお話が出たのですけれども、国が定めている定数上の夜間中学のスタッフと、それ以外の札幌市独自といいますか、あるいは国の定数とは関係なくつける加配などとの兼ね合いもあるのではないかと思います。これは、学ぶ方々の多様なニーズ、多様な状況に応じて手厚い指導が必要になってくるので、そのためにはスタッフの充実が望まれるという話だったと思います。

この辺についてはいかがですか。

○工藤委員 ここのところが一番の問題だと思っております。遠友塾の経験からいくと、1クラスの人数を国の定めた方針よりも、できれば20名以下にしていただけないかと思います。これは、実際に実施してみて感じたことです。

20名を超して25名くらいになると、急速に、スタッフが足りないという感覚になります。それは、先ほど橋本先生が言われたように、常に個と関わりながら全体を指導していくためには、どうしても必要なことになってきます。

私の経験でいくと、1クラス15名ぐらいたと本当に良いという気がしております。少なくとも20名以内ですね。

今、私自身は札幌遠友塾の2年生クラスですけれども、2年生クラスをスタートした当初は25名で、今は18名です。18名なら何とか実施できますので、できれば20名以下を目安にしていいただきたいと思います。

そうすると、当然、教員の数は多くなりますね。その必要な多くの教員をどのように保障するのかということになります。これは、仕組みや財政の問題等を考えていかなければいけませんので、本当に祈るような気持ですが、少人数指導体制を実施するための教員の加配という問題をぜひとも検討していただきたいと思います。

こちらの書類は2018年7月10日に道教委さんで行われている夜間中学に関する協議会の記録ですが、この協議会は既に6回開かれています。

この第3回のときに私たちが提案した中に、このことが全て書いてあります。これは、

遠友塾の現実から照らして、このようにしなければうまくいかないということを書いているのですが、今、私がお話しした内容は、まさしくその内容のとおりになっています。

それから、全国には様々な夜間中学がありまして、1例だけ紹介したいのですが、京都に洛友中学校という夜間中学校があります。ここは、昼間は中学校に不登校の生徒さんが集まってきて、夜は夜間中学の生徒さんが来るのですが、その間の1時間くらい、毎日のように若い人と年配の人が交流する時間が設けられています。

先ほど松田委員がおっしゃった「10代後半の貴重な時間を、一旦学校に回り道することの意味についてですが、夜間中学にいと、年配の人たちからいろいろな話を聞いた若い人が、なぜ学ぶのかと感ずるときがあるようです。

夜間中学の全国研究大会が毎年あるのですが、京都の洛友中学校で開催したときに、洛友中学校の昼間の部を卒業した若い生徒が高校に行って、そこで体験発表をしました。その発表で最優秀賞を取った内容は、なぜ学ぶのかというものでした。これは、洛友中学校の夜間中学に来ている年配の生徒から教えてもらったという内容でした。

夜間中学は、若い人たちにとって、なぜ学ぶのかということ非常に感ずるところだと思っています。札幌遠友塾がなぜ向陵中学校を使わせていただくことになったかということ、2009年からですから10年くらい前になりますが、当時の校長と教頭、それから、当時の教育長のご理解があったからです。特に、校長は、向陵中学校に今来ている生徒にとって、夜間中学があるとことは「なぜ学ぶのか」の意味を感ずることができるはずだから協力するという志をもっていらっしやいました。

○引地委員長 実情やご経験などから1クラス20名以下が望ましいということでした。1クラスの人数と教職員数との兼ね合いがとても難しいと思いますが、効果的な少人数指導であれば、教職員数もとても大切になってくるということだと思います。

今のアの部分について、ほかにご意見をお持ちの方はいらっしやいますか。

○篠原副委員長 関連する話だと思うのですが、先ほど須藤委員からあったとおり、今の国の義務標準法という法律に基づいて、教員の数やそれに基づく給料の計算がされていて、国から地方に配分されて、それを基に地方が教員を雇って配置していく方法となっています。

そうすると、生徒数によって先生の数や学級の数が決まってくる仕組みになっている以上、生徒のニーズに対応するために小規模な学校や少人数の学級を編制しようと思えば思うほど、先生の数の問題が重くのしかかってきます。それは、国の制度上の大きな課題だと思います。

北海道全体を見渡してみても、札幌市は1学年1学級の学校は、盤溪など幾つかはあるかもしれませんが、多くはないと思います。地方へ行くと、1学年2学級で全体が6学級というように小規模な中学校が多く、須藤委員が言われたように、全教科の専門の先生をそろえろとか、授業の専門性をどう確保できるかなど、非常に苦慮されている話をたくさん聞くのです。

それは、札幌に夜間中学を設置する場合にも同じ課題が起こり得ると、この会議を通じて共有していきました。それをもっと国に訴えていかなければいけない課題として、義務標準法は1960年代からのものですから、その標準を小規模校に合うように変えていくぐらいの動きを私たちは訴えていく必要があると思います。

それは、かなり政治的な話でもあり、財政の事情もあるので、大きな壁を意識しますが、しかし、夜間中学の必要性を訴える側としては、制度上の問題点を指摘するぐらいの意見をこの委員会の中でまとめていくことができれば良いのではないかと感じています。

もう一つ、京都の洛友中学校のお話をされましたが、あそこは、昼間は通常の中学校ではありますが、不登校特例校で、文部科学省の制度を使って、まさに特別な教育課程の編成をしています。例えば、学習指導要領の標準の時間数を少なくできるとか、朝の始業時間は遅めに設定するというのを、制度上、認められて設置されていて、中学と公立夜間中学をうまく接続させている仕組みになっています。

私まだ実際に行ったことはないのですが、工藤さんのほうがお詳しいと思うのですが、札幌で新しく夜間中学を設置する際に、事務局のお考えの中で、今、既存の学校に設置するという話があったと思うのですが、その学校の昼間にそういう形を札幌市の中に設けるとか、そういう方法もあり得るかもしれないと感じたところです。

まだ現実的かどうかは分かりませんが、一つの意見として申し上げます。  
○引地委員長 国の制度上では、義務教育の標準法で教員定数を決めていますけれども、ここについても声を上げていくというか、要望を出していく動きも大事ということです。

しかし、現実に関校に向けて動き出さなければならないので、現状の中でどのようなことができるか、さらに、その現状の制度の中で、何か工夫して少人数指導ができないかということですね。札幌市も、算数に一ごプロジェクトといいまして、算数の授業については退職した先生をつけて、クラスを少人数に分けて指導を進めております。そのような国と違う部分での学習支援ができないかということですね。

資料に、「学習ボランティアを活用するなど」と出ていますが、体制をつくって夜間中学で少人数の指導体制を取っていけないとか、いろいろな考え方があると思います。それは、中長期的に働きかけていくことと短期的に工夫していくことがあるのだろうと思います。今、様々な観点から話をいただきました。

今は、特に学びの支援の部分ですので、アとウの部分に関連すると思いますが、そのほかに、相談体制の充実ということも出されておりますし、生徒の身体的、金銭的負担への配慮、日本語指導体制の充実、柔軟な入学体制についても出ておりますけれども、安心して学べる体制づくりの基本的な考え方について、アからカまでどの観点でも結構ですので、ご意見をお持ちの方はお願いいたします。

○長谷川委員 教えていただきたいのですが、エの生徒の身体的・金銭的負担への配慮について、第1回目の会議では、公立の学校なので、就学支援制度の適用の可能性が

あるというお話があったと思います。金銭的負担への配慮や就学支援という面で、具体的にどのようなことが支援される対象になるのでしょうか。ほかの都市の例ではこのようになっているとか、法律的な制約で範囲があるとか、事例などをお伺いしたいと思います。

具体的には、まずは市内に1か所ですから、通うことになる交通費の問題が大きいのではないかと思うので、その支援の可能性はあるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○引地委員長 今のご質問は就学援助についてですけれども、現在、札幌市では小中学生に適用されています。そのほか、高校の通学交通費助成制度がありまして、これは札幌市独自で行っているのですが、その現状についてということです。

もう一つは、ほかの都市の夜間中学の就学援助や経済的支援に関わる事例にはどのようなものがあるのかということについてです。この2点について、事務局からお話しできる範囲でお願いいたします。

○事務局（柴垣学びのプロジェクト担当係長） 手元に資料がないので、分かる範囲で説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、就学援助の内容ですけれども、毎日通学することで、例えば、鉛筆代とかノート代などがかかりますので、年間で一、二万円くらいの支給になっていると思います。それから、遠距離通学になってしまう方にも、通学距離に応じて必要な経費を支給しております。修学旅行などについても支給の対象となっているというのが一般的な就学援助になっていると存じます。

それから、全国の夜間中学の話になりますが、夜間中学の就学援助については、残念ながら学校教育法上、適用にならないという状況になっております。学校教育法上では、学齢生徒の保護者に対して就学援助をするという記載になっておりまして、公立夜間中学の場合は、学齢生徒ではないということで、この条文で除外されている現状にあります。

他都市の状況ですけれども、就学援助に類する何らかの支援をしている自治体の数でいきますと、私の記憶が正しければ、6割から7割ぐらいの自治体は何らかの支援をしています。全く同じ仕組みかどうかは別として、何らかの支援を行っている現状にあります。

私の記憶の範囲の中での回答になりますので、不正確な点があるかもしれませんが、以上でございます。

○引地委員長 今、就学援助の内容についてのお話がありました。

そのほかに、小1、中1の入学時にかかる費用や給食費、学校でけがをした場合の保険のお金なども補助になっていると思います。それから、高校の通学費は、たしか1万3,000円を超えたら、その半額を補助する形になっていると思います。

今、全国的なお話もありましたが、関連して何かございますか。

○工藤委員 これもとても大切なことですが、本州の公立夜間中学では、特に就学援助の問題が発生しています。

例えば、東京の公立夜間中学では、近くの様々な市町村から通ってくるわけですが、就



これは研究者の方の話ですけれども、そもそも言葉の概念や物事の内容は、母語が育っていないと、幾ら日本語を勉強しても学習能力が高まっていけないという研究成果があるそうです。ですから、全員というわけではないですが、日本語能力の向上につなげるためにも、補助者として母語支援が必要な場合があるということを含めていただければどうかと思いました。

○引地委員長 日本語だけでなく、母語支援ということも観点に入れていただければ良いのではないかというお話でした。

そのほかにはいかがでしょうか。

○篠原副委員長 一つ戻る形になりますが、先ほど教材などにどのような経費がかかるのかという話がありましたけれども、公立夜間中学の教科用図書は無償措置法の範囲になるということで問題はないですね。まず、そこが大丈夫なのかを確認したいと思います。

○事務局（柴垣学びのプロジェクト担当係長） そのとおりです。

もう一つ追加でいたしますと、小学校の教科書も無償給付が可能になっております。ただし、併せてではなく、その年に何を渡すのかということになるので、中1と小6を同時に渡すということは難しいと思います。

○篠原副委員長 そうしますと、どちらか選ぶということになるりますが、小学校の教科書も措置することができるということですね。そこがまず最低限あったら良いなと思いました。

○事務局（柴垣学びのプロジェクト担当係長） そのとおりです。

○篠原副委員長 分かりました。

まず、何を基にして学べるのかということと、最低限の教材がどのようなものなのかということと、それはお金がかからずに手に入るのかということを知りたいと思いました。

それから、先ほど工藤委員からありましたが、自主的な教材作成が求められることになったときの作成にかかる経費については、生徒に負担させるものではなく、行政からの学校に対する予算措置を行うことになるのでしょうか。

そもそも教員が個人で様々な資材を投じて物を買ったり研修されたりしているということが現状として背景にあるかもしれませんし、計画の段階でどのくらいの予算を教材開発に対して立てるかということをも十分理解してはいないのですが、教材開発に対しての経費をある程度事前に充実させないことには、学びを保障することにならないのではないかと考えます。

○引地委員長 現在、各学校の教材を購入するとか、教材を工夫して作る部分は予算措置されていますね。

○須藤委員 用紙代とか印刷等は学校でできますので、自主的に作って、それをホチキスでとめて各生徒に配ります。あるいはワークシートを1時間ごとに生徒に配って、ファイルを各家庭で購入してもらっていますが、それも支援対象になれば無償で渡すことはできるのではないかと思います。簡単に言うと、教材を作ったら、それを配付できるようには

なっていると思います。しかし、中学校で言うと、各教科の問題集は購入していただいていますし、柔道着や体操着なども各家庭でご負担していただいている実情があります。それが支援対象になれば、可能ではないかと思います。

○引地委員長 エのところとの関連もありますね。金銭的負担への配慮という部分ですね。そのほかにいかがでしょうか。

○篠原副委員長 もう一つ、別の観点で、教員の配置に関わる場所です。

イの相談体制の充実のところですが、養護教諭の配置について、公立の夜間中学校に配置されているところもあれば、そうではないところもあるという事務局からの説明が初回にありましたけれども、ぜひ配置いただけると良いなと思います。

同時に、養護教諭も義務標準法の中で予算措置されることになるはずですので、どういう学校が必要かという計画を私たちがしっかり立てれば配置は必ず可能だと考えればよいのかということがあります。

それから、配置していない学校は、なぜ配置していないのかということが私は気になっています。予算上の都合でという理由で返されてしまう可能性があるのではないかという心配があります。もし必要がないからだという説明をされるなら、その理論武装をするためにも、配置しない学校はなぜ配置しないのかという事情も教えていただきたいと思っています。

○引地委員長 養護教諭の配置について、全国的な部分でお分かりのことがあれば、参考までにお問い合わせいたします。

○事務局（柴垣学びのプロジェクト担当係長） 公立夜間中学については、仕組みに複雑なところがあります。今、お話に出された教職員定数の標準法については、単独の普通の学校として設置する場合の標準法についてお話しされていると思います。先ほど、須藤委員から全国には夜間学級と呼んでいるところがあるというお話がありましたが、あれは中学校に公立夜間中学を設置した場合に、仕組みとして一つの学校ではなく、普通の中学校に夜間学級が増えたと見られているのです。そうすると、標準法の扱いが変わってきます。例えば、すでに一つの学校には養護教諭はいるので、その人は昼間にお勤めをしているのですが、夜に専属で配置されていないことになってしまうため、全国の調査で申しますと、いないという回答になります。

もう一つの形態として、分校もあるのですが、その場合も違う標準法が適用になるので、養護教諭が配置されません。そのときに各自治体で養護教諭がどうしても必要ということで、非常勤の養護教諭を採用している場合もあれば、やむを得ず配置できない場合もあるという状況になっています。そのような制度上の違いが背景にあります。

○引地委員長 イでは、養護教諭を配置して、相談指導体制を充実させるよう検討するとなっていますので、養護教諭の配置についてもぜひご検討いただければと思います。

そのほかの部分でいかがでしょうか。

○橋本委員 教員の定数等の話をすれば、標準法が関わって難しいと思うのですが、学習

の支援体制では、一人一人の学習の状況に応じるという話ですけれども、例えば、小学校等では、特別支援学級の子どもやいろいろな問題を抱える子どもに対して、サポートファイルさっぽろというものを使いながら、個別の指導計画や支援計画を立てて学習を進めています。それはずっと持ち上がって、家庭にも見ていただいているのですが、入学してきた生徒に対してそのような対応をしていくことが学習支援体制の中で必要ではないかと思っております。

サポートファイルさっぽろの形式ができてから、いろいろな学校が共通した形式で活用できるようになってきて、外部機関との相談などにも活用できるようになりましたので、夜間中学にも似たようなものを整備できると良いと考えております。

資料の前のページに、エの自己肯定感を高め、自信に結びつく支援のところに「学習成果をきめ細かに確認し、成長を可視化することで」とあります。学習の評価とか評定にも関わっていると思うのですけれども、小学校の特別支援学級では、個別の指導計画や支援計画を利用して、通知表を作成していますが、個別の指導計画や支援計画があれば、計画に書かれている目標にもとづいた適切な学習評価ができると思います。

それから、札幌に夜間中学ができるのであれば、先ほど、石狩市や北広島市など、結構遠くからも通ってくることになりますね。北海道全体ではありませんけれども、札幌を中心にかなり広範囲でニーズがあるのであれば、例えば、冬期間の交通状況を考えると、通いづらい、あるいは、その生徒によって、例えばお勤めなどを考えると、常時学校に来ることができないこともあると思います。

そういうことを考えると、先ほど、ICTの活用のお話がありましたけれども、ICTを授業の中でどのように活用するかということも含めまして、授業の内容を配信するなど、パソコンでも授業の中身を見られるようにしていただきたいと思います。

今、コロナの関係で、ズームによる学習支援を小学校や中学校で盛んに言われており、その整備が進んでいるところですが、一斉授業の形態を取っている授業であれば、家庭でもその授業の様子を見ることができ、学習を途切れさせないで授業に参加できると思いますので、そういったICTの活用なども学習支援体制の充実の中で考慮していただければと思います。

○引地委員長 ICTの関係も学習支援のところに含めてはどうかというご意見と、ご家族や本人と相談しながらガイダンスしてつくり上げていく個別の支援計画や個別の指導計画を活用して、実際に指導に生かしていくことがあってもよろしいのではないかというご意見だったと思います。

そのほかの部分はいかがでしょう。

○工藤委員 学校の設備については、前回お話ししていると思いますので、通学について述べたいと思います。

通学で困難な場合というのは、特に冬場です。今、遠友塾に通っている2名の方について、1名の方はご家族が送り迎えをしています。もう1名は、ご自分で自宅から向陵中学

校まで通っていますが、特に雪が降った日は、学校に着いたら濡れてしまっています。そして、我々が車椅子を持ち上げて教室まで行ったときに、彼は、最初に暖房器具の側で服を乾かすことから始めます。

そのような方の福祉的な援助制度については、札幌市にはいろいろな制度があるのですが、例えば、彼は札幌市内に住んでいるのですけれども、区役所の管轄において福祉タクシー会社が八つくらいあっても、結局はどこの車も配車できないということがあります。電話での交渉もなかなかうまくいきません。

それから、福祉制度の難しい手続になると、具体的に書類を書くとかその書類を読むという作業が加わってきますから、困難さが生じます。

ですから、公立夜間中学の場合は、自力での通学が可能な方でも、特に冬場はそのような困難さがあります。例えば、福祉関係のいろいろな会社と対応するときに、うまくいかない人が出ることもあり得ますので、そういうところにもぜひ支援していただきたいと思えます。

○引地委員長 生徒の通学状況によっては、すごく困難なことが出てくるので、そういうときの支援にも着目していただければというご意見だと思います。

それは（３）のその他必要な取組についての部分になると思いますが、よろしくお願いたします。

そのほかにいかがでしょうか。

○網谷委員 安心して学べる体制づくりということで、施設設備の問題について考える必要があると思えます。

最初に既存の市立学校に併設するというお考えがありましたけれども、基本的に職員室や教室、ホームルームで使う教室などについては、夜間中学校専用設置することが望ましいと思っています。その教室については、習熟度別の授業や少人数授業に対応できるように、細分化する配慮もあればより使いやすいと思えます。

それから、今お話がありました高齢者や車椅子の方などの入学の可能性もありますので、バリアフリー化をするということも大事だと思います。また、通勤後に通学したり、高齢者のことを考えると重たい学習道具を持つことがありますので、やはり個人ロッカーが必要になると思えます。

細かいことになるのですが、そういった施設設備については、予算のことがあるので、書ける範囲で良いので、項目のどこかに入れていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○引地委員長 施設設備に関わってということで、少人数対応の教室やバリアフリー化のこと、生徒さんのロッカーなども含めた要素を、学びやすく、通いやすく、安心して学べるということに関連させて入れていただければというお話でした。

そのほかの部分はいかがでしょうか。

○松田委員 （３）のその他必要な取組についてというところで、今、私たちは、それぞ

れの立場から必要なものを思い思いに提言させていただいていると思うのですが、何より大事なのは2022年4月に間違いなく開校していただくことだと思っています。

それには、短期的に盛り込めないものもあると思います。既存の学校に入るということになれば、今、その学校に通っている児童生徒や保護者からすれば、何らかの変更を伴うということに関しては抵抗感があると思います。うちの学校に入ることになったからといって、なぜ私たちが不便な思いをしなければいけないのだという意見も出てくると思いますので、既存の学校に極力影響のない設計図になることも想像されます。

まず、2020年4月に開校することが短期的に最優先になったとして、そこが既成事実というか、ある種妥協した点は最初にそう動いたので、そのままということではなく、申し上げたいのは、開校した後もこのような検討が中長期的になされ、それが反映される制度設計も併せてしておいていただきたいと思います。

それは、コミュニティ・スクールの委員会のようなものなのか、学校評議員のようなものなのかはわかりませんが、教育委員会も入った中で、スタート後の中長期的な見直しをしていただきたいと思います。

もしかすると、あらかじめ3年の期限をめどに再設計することになるかもしれませんが、その後の修正が柔軟にできるようにということをつけ加えた上で、2022年4月に現実と折り合あって開校して、そこでニーズをつかんでいくことをぜひお願いしたいと思っております。

○引地委員長 2022年の開校がゴールではなく、その後も中長期的な視点から、あるいは、そのときの状況を見ながら柔軟な対応をして、見直しをかけていく、さらに加えられるものがあれば加えていくという変更をその都度行っていただければということでした。

それから、既存の学校にできるというお話がありましたので、その学校の教職員や保護者、生徒さんはもちろん、地域の方々の理解を得られるようにするということです。

先ほど工藤委員から向陵中の学校長の話ありましたが、学校が一緒になることのよさも含めて理解を図っていくことについては、私たちの委員会も一緒に支援しながら、理解、啓発を積極的にしていかなければならないと思っております。そういうところもぜひ大事にさせていただきたいということだと思っています。

それでは、本日の予定の時間が来たのですけれども、今日の段階でここはぜひお話ししておきたいということがありましたら、ご発言いただきたいと思います。

○篠原副委員長 簡単に申し上げますと、ここにはないのですが、体制づくりということでは、教員養成や研修は必ず必要になってくると思っています。

大学の立場から、夜間中学については、工藤委員に大学に来ていただいてお話しいただくなど、教員を目指す学生たちに独自に学んでもらっています。将来は夜間中学に勤める可能性もあるという意識を先生方や学生にももっていただいた上で教職に就いていただきたいと思っておりますし、教職に就いた後に、どのような研修体制を整えるかということについては、自主夜間中学での経験を学べる機会があっても良いと思います。そのようなことは

行政のほうで考えていただくことも必要だと思っていますので、申し上げさせていただきます。

○引地委員長 市民ぐるみでということを見ると、関係する機関や団体と広く連携を取っていくことが本当に求められると思います。

(3)のその他必要な取組について、今、幾つかお出しいただきました。次回は、その他必要な取組についてももう少しご意見をいただいて、その後、全体を振り返る形で進めさせていただければと思います。

最後に、次回の検討会議につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（佐々木教育推進課長） 次回の会議開催ですが、2週間のインターバルを置きまして、7月30日（木）の午前9時からの開催を予定しております。会場は、引き続き、6階のこの場所での開催となりますので、よろしくお願いいたします。

次回の議事といたしましては、本会議の取りまとめを行うことを考えておりますので、お願いいたします。

### 3. 閉 会

○引地委員長 それでは、これをもちまして、第3回札幌市における公立夜間中学の在り方検討会議を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上